

平成29年度

第4回

八雲町介護保険事業運営委員会



日 時：平成30年 2月27日（火） 午後1時30分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第1・2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 議 題

(1) 協議事項

① 八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
【確定】について P 2

② 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について P 3

4 その他 P 4

5 閉 会

(1) 協議事項

① 八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について

○平成30年1月29日

第3回介護保険事業運営委員会開催

八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）協議

○平成30年1月31日～2月23日

パブリックコメント募集実施

○平成30年2月27日

第4回介護保険事業運営委員会開催

八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画確定

○平成30年3月上旬

第1回定例会 八雲町介護保険条例改正（案）提出

○平成30年4月1日から

八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画開始

○平成30年4月

八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画書配布

②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

【別紙 1 参照】

<指定更新事業所情報>

地域密着型サービスの種類		地域密着型通所介護
申請者	名称	社会福祉法人八雲町社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	八雲町栄町 13 番地 1
	代表者の職名・氏名	会長 秋 松 等
事業所	名称	社会福祉法人八雲町社会福祉協議会指定 八雲デイサービスセンター
	所在地	八雲町栄町 13 番地 1
	管理者	柴 田 幸 一
	利用定員	18 人
指定年月日（みなし指定）		平成 24 年 4 月 3 日（平成 28 年 4 月 1 日）
指定満了年月日		平成 30 年 4 月 2 日
更新指定年月日		平成 30 年 4 月 3 日
更新指定満了年月日		平成 36 年 4 月 2 日

【指定更新制度について】

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され、介護保険事業者の指定について 6 年毎に更新することが義務付けられ、更新を行わない場合又は、更新手続きが間に合わない場合には、有効期間の経過により指定の効力を失うこととなる。

なお、平成 28 年 3 月 31 日時点で北海道から小規模な通所介護事業所の指定を受けていた事業所は、平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護として八雲町へ指定権限が移行され（みなし指定）その有効期間は平成 28 年 3 月 31 日より前に受けた通所介護の指定の日から 6 年間となっている。

4 その他

平成30年度第1回介護保険事業運営委員会の開催について
(平成30年7月予定)


